

用語の解説

<人口>

● 人口

国勢調査における人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

● 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界線にある年齢のことをいいます。

● 人口集中地区

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下、基本単位区等）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

● 連合人口集中地区

「連合人口集中地区」とは、21大都市の各区の人口集中地区のうち、各区の境界を挟んで地理的に接続している人口集中地区をまとめてそれぞれひとつの地域単位とみなした地域です。ただし、21大都市において準人口集中地区*が各区の境界を挟んで接続し、その合計人口が5,000人以上となっても連合人口集中地区とはしません。連合人口集中地区は、それ自身が統計表で識別できるものではなく、人口集中地区数の算出の際に用いています。

※「準人口集中地区」とは、市区町村の境域内で、人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が3,000人以上5,000人未満の地域です。

● 年少人口指数、老年人口指数、従属人口指数、老年化指数

年少人口指数：15歳未満人口の15～64歳人口に対する比率

老年人口指数：65歳以上人口の15～64歳人口に対する比率

従属人口指数：15歳未満人口と65歳以上人口の合計の15～64歳人口に対する比率

老年化指数：65歳以上人口の15歳未満人口に対する比率

<就業状態>

● 労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」といいます。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

● 労働力率

15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合をいいます。

● 従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、区分したものをいいます。

<産業・職業>

● 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

● 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

<世帯構造>

● 世帯の種類

国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。

「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。

● 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出世時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

<従業地・通学地>

● 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

- ・自市区町村・・・従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自 宅・・・従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合
自宅外・・・常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

- ・他市区町村・・・従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合
府 内・・・従業・通学先が大阪府内の他の市区町村にある場合
他 県・・・従業・通学先が大阪府と異なる都道府県にある場合
従業・通学市区町村「不詳・外国」・・・従業・通学先が現在住んでいる市区町村以外であるが、市区町村名が不明又は従業先が外国の場合

<夜間人口・昼間人口>

● 夜間人口（常住地による人口）

調査時に調査の地域に常住している人口です（いわゆる国勢調査人口）。

● 昼間人口（従業地・通学地による人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[昼間人口の算出方法] 昼間人口＝夜間人口－流出口＋流入人口

● 昼夜間人口比率

次式により算出され、100を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示しています。

[昼夜間人口比率の算出方法] 昼夜間人口比率＝（昼間人口／夜間人口）×100

● その他の用語等

その他の用語等については、「平成27年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイド－」を参照ください (<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>)。